様式第８号（第９条、第１５条関係）

　　許可

屋外広告物 変更許可 申請書

**正**

　　継続許可

（表）

|  |
| --- |
| 年　　 月　 　日（あて先）甲賀市長　　　あて　　　　　　申請者　住所 〒 　　　　　　　 （法人にあっては、その主たる事務所の所在地） ふりがな 　　　 　　　　 氏名 　　　 　 　　　　　　　　 （法人にあっては、その名称および代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話(　　　　　)　　　－条例第１１条第１項条例第１７条甲賀市屋外広告物条例　　　　　　　　　　　　　の規定により、次のとおり申請します。 |
| 1　種類(直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。) | (　)自家用　　(　)非自家用　 |
| (　)屋上（広告板・広告塔）　(　)野立（広告板・広告塔）(　)壁面　　(　)突出　　(　)可変表示式広告物　（　）禁止物件添加 |
| (　)立看板　(　)広告旗　(　)貼紙　　(　)貼札 (　)電柱等 (　)アーチ (　)広告幕 (　)アドバルーン　(　)ぼんぼり |
| 2 規模及び数量等 | 地 上 高 | 縦 | 横 | 面 数 | 面 積 | 数 量 |
| ｍ | ｍ | ｍ | 面 | ㎡ | 個 |
| 3　主要な材料 | (　)金属[　　　　]　(　)木　(　)プラスチック　(　)その他[　　　　　] |
| 4　表示(設置)期間 | 　　　年　　　月　　　日～　　　　年　　　　月　　　日(　　年・　月間) |
| 5 建築基準法による工作物の確認 | (　)不要　(　)有(　)申請中(　)未申請 | 6 道路法による道路の占用許可 | (　)不要(　)有(　)申請中 | 7道路交通法による道路の使用許可 | (　)不要(　)有(　)申請中 | 8 土地(建物)所有者等の承諾 | (　)不要(　)有(　)協議中 |
| 9　表示(設置)に係る場所(区域) | 甲賀市 | 10 条例上の地域区分 | (　)禁止地域 （ 第１種 ・ 第２種 ）(　)許可地域 （ 第１種 ・ 第２種 ・ 第３種 ） |
| 11 都市計画法で定める地域地区の区分 | (　)第1種(第2種)低層住居専用地域(　)第1種(第2種)中高層住居専用地域/第1種(第2種)住居地域/準住居地域(　)近隣商業地域/商業地域　　(　)準工業地域/工業地域/工業専用地域(　)市街化調整区域　　 　　　(　)その他[　　　　　　　　　　] |
| 12 管　　理　　者 | 住　所氏　名 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　電話（　　　）　　－ |
| 資格等 | (　)登録試験機関の試験合格者　　(　)講習会修了者(　)職業訓練指導員免許所持者　(　)技能検定合格者(　)職業訓練修了者　　　　　　　(　)不要 |
| 13 工事施行者 | 住　所氏　名 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　電話（　　　）　　－ |
| 屋外広告業の登録番号等 | 　年　 月　 日　滋賀県屋外広告業登録第　　　号 |
| ※　受　　付　　欄 | ※　備　　　　考 |
|  |  |
| * 許　可　番　号
 | 　　　年　　　月　　　日　甲賀市指令都計屋許　第　　　　　号 |

 (裏）

|  |
| --- |
| 14写 真 貼 付 欄 |
| 15 許可番号等新規の許可申請にあっては、記入する必要はありま せん。 | 許可番号 |  年 　月 　日　甲賀市指令都計屋許 第　 号 |
| 表示(設置)期間 |  年　月　日～ 年　月　日（ 　年・　月間） |

注１　新規及び変更の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

(1)　表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺５，０００分の１以上のもので、かつ、表示し、又は設置する場所から半径５００メートル以内の地域の全般を表示するものに限る。）

(2)　色彩及び意匠を明らかにした図面

(3)　形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面

(4)　土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図

(5)　周囲の状況が分かるカラー写真

(6) 条例第11条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっては、管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

２　変更の許可申請にあっては、注１(1)に掲げる地図及び当該物件のカラー写真の他変更にかかる注１(2)から(4)までに掲げる書類を添付すること。

３　継続の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

(1)　注１(1)に掲げる地図及び継続に係る広告物又は掲出物件のカラー写真

(2)　屋外広告物安全点検調書（当該掲出物件が広告板、広告塔（可変表示式広告物を含む。）、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。）

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列4番とする。

５　該当する(　)内に印を付すこと。

６　※欄は、記入しないこと。

　　許可

**副**

屋外広告物 変更許可 申請書

　　継続許可

（表）

|  |
| --- |
| 年　　月　　日（あて先）甲賀市長　　あて　　　　　　　　申請者　住所 〒 　　　　　　　 　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） 　ふりがな 　　　 　　　　 　氏名 　　　 　 　　　　　　　　 　（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話(　　　　　)　　　－　条例第１１条第１項条例第１７条甲賀市屋外広告物条例　　　　　　　　　　　　　　の規定により、次のとおり申請します。 |
| 1　種類(直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。) | (　)自家用　　(　)非自家用　 |
| (　)屋上（広告板・広告塔）　(　)野立（広告板・広告塔）(　)壁面　　(　)突出　　(　)可変表示式広告物　（　）禁止物件添加 |
| (　)立看板　(　)広告旗　(　)貼紙　　(　)貼札 (　)電柱等 (　)アーチ (　)広告幕 (　)アドバルーン　(　)ぼんぼり |
| 2 規模及び数量等 | 地 上 高 | 縦 | 横 | 面 数 | 面 積 | 数 量 |
| ｍ | ｍ | ｍ | 面 | ㎡ | 個 |
| 3　主要な材料 | (　)金属[　　　　]　(　)木　(　)プラスチック　(　)その他[　　　　　] |
| 4　表示(設置)期間 | 　　　年　　　月　　　日～　　　　年　　　　月　　　日(　　年・　月間) |
| 5 建築基準法による工作物の確認 | (　)不要　(　)有(　)申請中(　)未申請 | 6 道路法による道路の占用許可 | (　)不要(　)有(　)申請中 | 7道路交通法による道路の使用許可 | (　)不要(　)有(　)申請中 | 8 土地(建物)所有者等の承諾 | (　)不要(　)有(　)協議中 |
| 9　表示(設置)に係る場所(区域) | 甲賀市 | 10 条例上の地域区分 | (　)禁止地域 （ 第１種 ・ 第２種 ）(　)許可地域 （ 第１種 ・ 第２種 ・ 第３種 ） |
| 11 都市計画法で定める地域地区の区分 | (　)第1種(第2種)低層住居専用地域(　)第1種(第2種)中高層住居専用地域/第1種(第2種)住居地域/準住居地域(　)近隣商業地域/商業地域　　(　)準工業地域/工業地域/工業専用地域(　)市街化調整区域　　 　　　(　)その他[　　　　　　　　　　] |
| 12 管　　理　　者 | 住　所氏　名 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　電話（　　　）　　－ |
| 資格等 | (　)登録試験機関の試験合格者　　(　)講習会修了者(　)職業訓練指導員免許所持者　(　)技能検定合格者(　)職業訓練修了者　　　　　　　(　)不要 |
| 13 工事施行者 | 住　所氏　名 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　電話（　　　）　　－ |
| 屋外広告業の登録番号等 | 　年　 月　 日　滋賀県屋外広告業登録第　　　号 |
| ※　甲賀市指令都計屋許　第　　　　　　　　号 本件広告物（掲出物件）の表示（設置）を、甲賀市屋外広告物条例の規定により次の条件を付して許可します。　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲賀市長許可条件　別紙のとおり |

(裏）

|  |
| --- |
| 14写 真 貼 付 欄 |
| 15 許可番号等新規の許可申請にあっては、記入する必要はありま せん。 | 許可番号 |  年 　月 　日　甲賀市指令都計屋許 第　 号  |
| 表示(設置)期間 |  年　月　日～ 年　月　日（ 　年・　月間） |

注１　新規及び変更の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

(1)　表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺５，０００分の１以上のもので、かつ、表示し、又は設置する場所から半径５００メートル以内の地域の全般を表示するものに限る。）

(2)　色彩及び意匠を明らかにした図面

(3)　形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面

(4)　土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図

(5)　周囲の状況が分かるカラー写真

(6) 条例第11条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっては、管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

２　変更の許可申請にあっては、注１(1)に掲げる地図及び当該物件のカラー写真の他変更にかかる注１(2)から(4)までに掲げる書類を添付すること。

３　継続の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

(1)　注１(1)に掲げる地図及び継続に係る広告物又は掲出物件のカラー写真

(2)　屋外広告物安全点検調書（当該掲出物件が広告板、広告塔（可変表示式広告物を含む。）、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。）

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列4番とする。

５　該当する(　)内に印を付すこと。

６　※欄は、記入しないこと。